



送付枚数：2枚

「多賀城市感染症災害対策本部会議」の 結果について

令和4年1月18日

本日、第47回多賀城市感染症災害対策本部会議を開催し、子育て世帯への臨時特別給付金について、別紙のとおり決定しました。

《問い合わせ》

多賀城市保健福祉部健康課

☎022-368-1141 内線611

子育て世帯への臨時特別給付金給付の所得制限撤廃について

1 事業概要

「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」について、自治体が、所得を要件として給付対象外としている世帯（以下「所得制限超過世帯等」という。）に給付を行う場合、財源として「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用を認める方針が国から示された。

これを受け、本市では、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により苦しんでいる子育て世帯への支援を加速し、子どもたちの未来を拓く観点から、独自事業として、所得制限超過世帯等に対して、対象児童一人当たり10万円を給付するもの

※関係する補正予算案を令和4年第1回市議会定例会に提出する方針

2 対象児童（18歳以下の児童）

- (1) 令和3年9月分の児童手当の対象児童（0歳から中学生まで）
- (2) 平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた児童
- (3) 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童

3 給付対象者

次のいずれかに該当する者

- (1) 令和3年9月分の児童手当の受給者のうち、所得制限限度額以上のもので、月額5,000円の特例給付の支給を受けている者
- (2) (1)以外の者で、2(2)又は(3)の対象児童の世帯の主たる生計維持者であり、令和2年中の所得が児童手当の所得制限限度額以上の者

4 給付金額

対象児童一人当たり10万円

5 本市の状況（見込み）

対象児童500人（300世帯）

6 給付の流れ

- (1) プッシュ型（申請不要）で支給可能な世帯へ給付する。
- (2) (1)以外の申請が必要な世帯（※）への案内を行う。

※ 対象児童が高校生のみ在世帯や勤務先から児童手当が支給される公務員は、市で児童手当を支給しておらず、振込口座の情報がないため、申請による受付の上、給付となる。